

政 令

健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百四号

健康・医療戦略推進法の一部の施行期日を定める政令

内閣は、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）附則第一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十六年六月十日とする。

内閣総理大臣臨時代理

- 国務大臣 麻生 太郎
- 総務大臣 新藤 義孝
- 法務大臣 谷垣 禎一
- 外務大臣 岸田 文雄
- 財務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣 下村 博文
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 林 芳正
- 経済産業大臣 茂木 敏充
- 国土交通大臣 太田 昭宏
- 環境大臣 石原 伸晃
- 防衛大臣 小野寺 五典

健康・医療戦略推進本部令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎

政令第二百五号

健康・医療戦略推進本部令

内閣は、健康・医療戦略推進法（平成二十六年法律第四十八号）第二十九条の規定に基づき、この政令を制定する。

（専門調査会）

第一条 健康・医療戦略推進本部（次条において「本部」という。）は、専門の事項を調査させるため必要があるときは、その議決により、専門調査会を置くことができる。

2 専門調査会の委員は、当該専門の事項に關し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門調査会は、その設置に係る調査が終了したときは、廃止されるものとする。

4 本部の運営

第二条 この政令に定めるもののほか、本部の運営に關し必要な事項は、健康・医療戦略推進本部長が本部に諮つて定める。

附 則

この政令は、健康・医療戦略推進法附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十六年六月十日）から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

- 国務大臣 麻生 太郎
- 総務大臣 新藤 義孝
- 法務大臣 谷垣 禎一
- 外務大臣 岸田 文雄
- 財務大臣 麻生 太郎
- 文部科学大臣 下村 博文
- 厚生労働大臣 田村 憲久
- 農林水産大臣 林 芳正
- 経済産業大臣 茂木 敏充
- 国土交通大臣 太田 昭宏
- 環境大臣 石原 伸晃
- 防衛大臣 小野寺 五典

府 令 ・ 省 令

○内閣府 法務省令第一号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）の施行に伴い、社債、株式等の振替に關する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十六年六月六日

内閣総理大臣臨時代理  
国務大臣 麻生 太郎  
法務大臣 谷垣 禎一  
改正する命令  
社債、株式等の振替に關する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に關する命令（平成十四年内閣府令第五号）の一部を次のように改正する。目次中「第六十一条」を「第六十二条」に改める。

第六十一条の次に次の一条を加える。

第六十二条 振替機関又は口座管理機関は、株式の振替を行うための口座を開設した場合その他の特定期間情報（行政手続における特定の個人

を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報を用いる。以下この条において同じ。）の提供を行うことが必要であること認められる場合として金融庁長官が定める場合には、当該振替機関又は当該口座管理機関の上位機関である振替機関の業務規程（これらの振替機関が法第九条第一項ただし書の承認を受けた業務を営む場合には、当該業務の運営に關する規程を含む。）の定めるところにより、社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百十五号）第二十四条各号に掲げる者を含む。）又は他の振替機関等に対し、当該振替機関又は当該口座管理機関の加入者の特定個人情報（金融庁長官が定めるものに限る。）を提供するものとする。

附 則

この命令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行の日から施行する。

告 示

○金融庁告示第三十四号

社債、株式等の振替に關する命令（平成十四年内閣府令第五号）第六十二条の規定に基づき、特定個人情報提供を行うことが必要であると認められる場合として金融庁長官が定める場合及び社債等の発行者（これに準ずる者として行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第五百十五号）第二十四条各号に掲げる者を含む。）又は他の振替機関等に提供する特定個人情報として金融庁長官が定めるものを次のように定める。

平成二十六年六月六日

金融庁長官 畑中龍太郎  
社債、株式等の振替に關する命令（以下「命令」という。）第六十二条に規定する金融庁長官が定める場合は、次の各号に掲げる場合とし、同条に規定する金融庁長官が定めるものは、当該各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第八項に規定する特定個人情報）を用いる。以下同じ。）とする。

一 社債、株式等の振替に關する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「法」という。）第二条第一項第八号、第十号の二又は第十二号から第十七号までに掲げるもの（命令第六十二条の業務規程で定めるものに限る。）の振替を行うための口座を開設した場合において、当該口座の加入者（法第二条第三項に規定する加入者）をいう。第三号において同じ。）から特定個人情報提供を受けたとき、当該特定個人情報

二 外国の法人が発行する証券又は証券のうち法第二条第一項第十二号の権利を表示するものその他の命令第六十二条の規則で定めるものの保管及び振替決済を行うための口座を開設した場合において、当該口座の開設を受けた者から特定個人情報提供を受けたとき、当該特定個人情報

三 第一号に規定する加入者又は前号に規定する口座の開設を受けた者（以下この号において「加入者等」という。）から提供を受けた特定個人情報のうち、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第五項に規定する個人番号）をいう。以下この号において同じ。）について、同法第七条第二項の規定により当該個人番号に代わる個人番号が指定された場合において、当該加入者等からその指定された個人番号を含む特定個人情報の提供を受けたとき、その指定された個人番号を含む特定個人情報

附 則

この告示は、社債、株式等の振替に關する命令の一部を改正する命令（平成二十六年法律省令第一号）の施行の日から適用する。

○総務省告示第二百四号

基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則（平成十四年総務省令第六十四号）第二十七条第一項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第四百二十九号（基礎的電気通信業務の提供に係る交付金及び負担金算定等規則第二十七条第一項に規定する総務大臣が別に告示する方法を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十六年六月六日

総務大臣 新藤 義孝

第三条第一項中「家庭用無線電波（無線電波の送信機と受信機を一体化したものをいう。以下「無線電波」という。）を「次項」を第三項に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「（第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）を、月末日までの間」の下に「及び最終算定月が算定対象年度の十一月以前となる場合の当該最終算定月の翌月の月末から十二月末までの間（最終算定月が十一月となる